坂井地区広域連合

Life care さかい広域

vol.47
夏号
2015.8.15

☆あわら市、坂井市の地域包括支援センターでは、在宅ケアについての出前講座を実施しています。写真は在宅ケアについて学んでいただく紙芝居を行った時の様子です。
（場所：あわら市　谷畠集落生活改善センター）

Content

65歳以上の人の介護保険料の基準月額が5,800円になりました。

みんなで支える介護保険

介護保険は、加齢による病気などによって必要とされる介護を、社会全体で支える制度で、その費用は、40歳以上の人の保険料と公費（税金）で賄われています。

その中でも65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しが行われ、平成27年度から平成29年度までの介護保険料は、下記のとおりです。皆さんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になった時に、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。

あなたの保険料を確認しておきましょう

65歳以上の人の保険料は、介護サービスに係る費用などから算出された「基準額」を基に、みなさんの所得に応じて決まります。

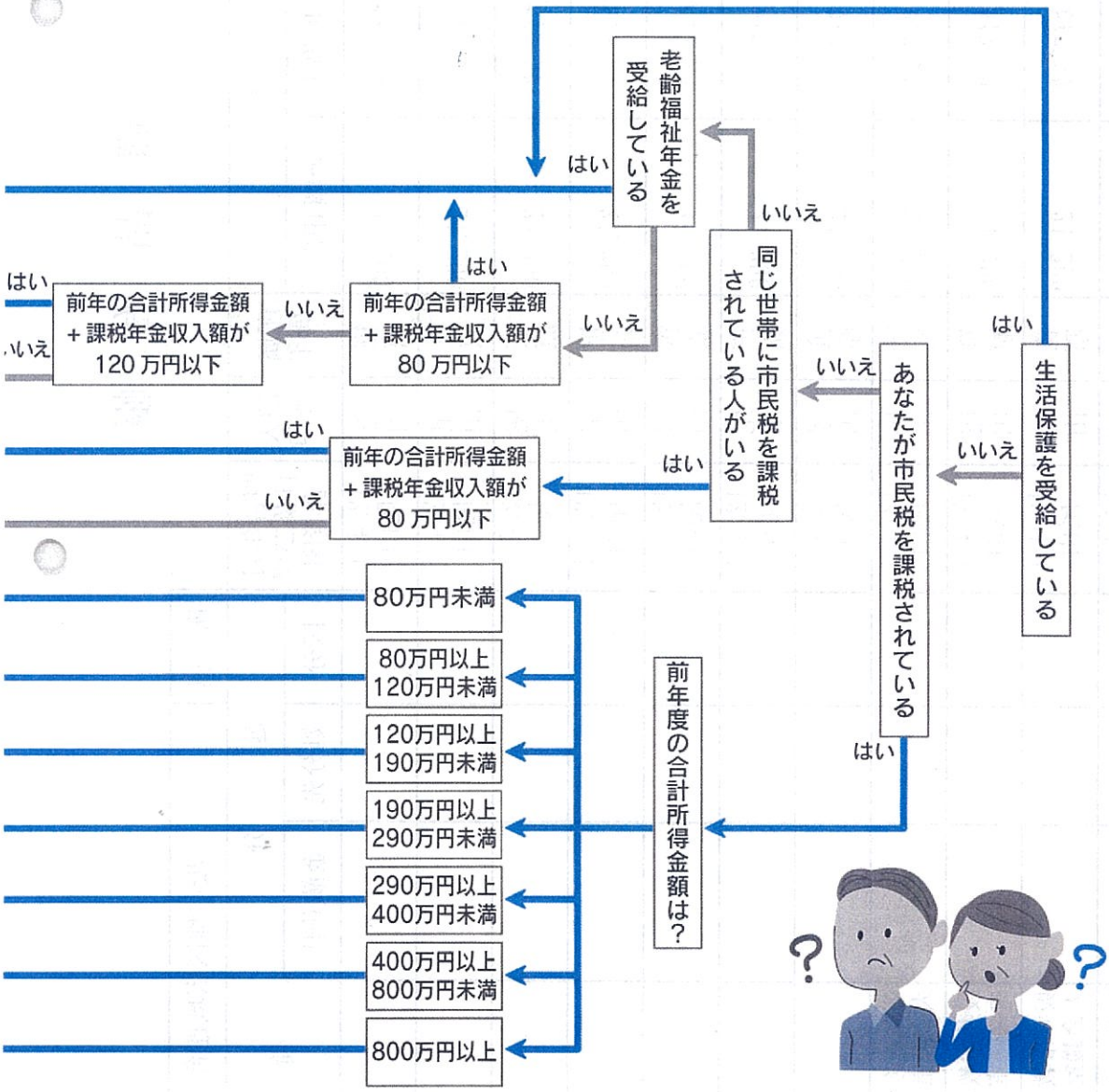

※老齢福祉年金……明治４４年４月１日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

基準月額が5,800円になりました

介護保険料の決め方

基準額の設定

平成27年度から29年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額を基に、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

坂井地区の介護保険サービスにかかる費用	×	65歳以上の人の負担割合	÷	坂井地区内の65歳以上の人数（3年間）	=	基準額（年額）
約320億円		22%		約10万人		69,600円

所得段階別保険料

保険料額は、この基準額を基に、本人と世帯の課税状況や所得状況に応じた所得段階により、個人ごとに決定します。

※所得の低い人の負担を軽減するため、第1段階については、公費（税金）を投入して、保険料率0.5を0.45に引き下げました。

65 歳以上の人の介護保険料

所得段階	対　象　者	保険料率	年間保険料 （上段：年額） （下段：月額）
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者であって老齢福祉年金受給者または「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（年間）」を満たす人	0.50 ↓ （公費負担） ↓ 0.45	31,320円 2,610円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって上記に該当せず、「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下（年間）」を満たす人	0.70	48,720円 4,060円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者であって、上記に該当しない人	0.75	52,200円 4,350円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（年間）」を満たす人	0.9	62,640円 5,220円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	1.00 基準額	69,600円 5,800円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円未満の人	1.10	76,560円 6,380円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	1.20	83,520円 6,960円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	90,480円 7,540円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	104,400円 8,700円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.70	118,320円 9,860円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.80	125,280円 10,440円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上の人	2.00	139,200円 11,600円

※合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

介護保険制度が変わりました！

今回の制度改正は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に必要とされる介護サービスの増加を見据えて行われました。制度の持続可能性を高めるため、充実と重点化・効率化を図るもので、主な変更点は次のとおりです。

◇一定以上の所得がある人の利用者負担が変わりました

これまで、介護保険サービスを利用した場合、全ての人が1割負担で利用できましたが、平成27年8月から、一定以上の所得がある人は2割負担になりました。

要介護認定を受けている全ての人へ、7月中に負担割合証を送付しました。負担割合証には、サービスを利用時の利用者負担の割合（1割または2割）が記載されています。

◇2割負担になる人

本人の合計所得金額がおおむね160万円以上の人。ただし、次のいずれかに該当する場合は1割になります。

(1) 生活保護受給者

(2) 本人が市民税非課税

(3) 世帯に65歳以上の人が本人しかいない場合で、「年金収入＋その他の合計所得金額（※）」が280万円未満

※ その他の合計所得金額・・・合計所得金額・公的年金などに係る所得金額（雑所得）

利用者負担割合の判定の流れ

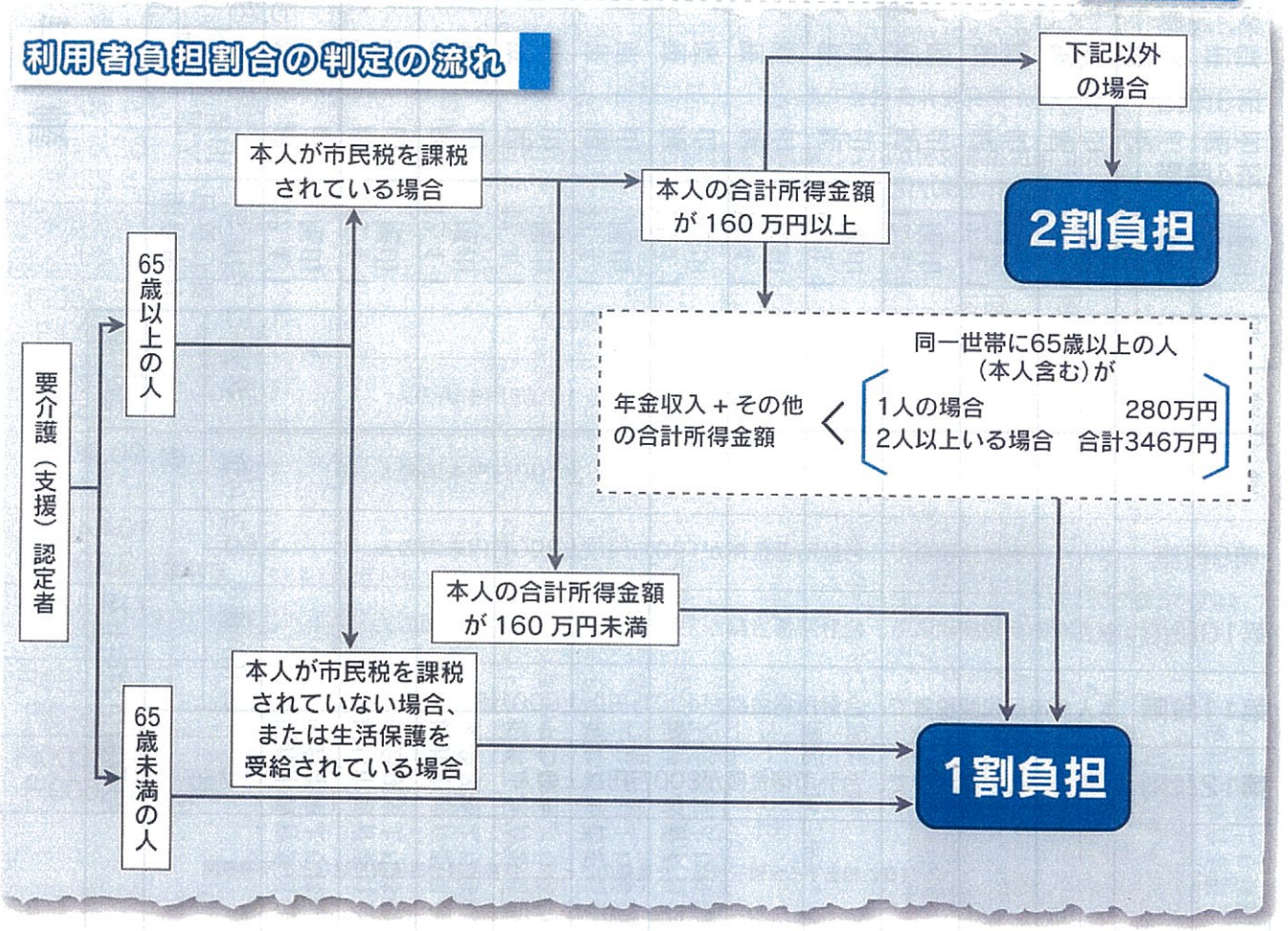

◇高額介護サービス費の区分が変わりました

1か月の利用者負担が所得に応じた一定の上限額を超える時には、申請すると「高額介護サービス費」が払い戻されます。8月1日から利用者負担段階区分に「現役並み所得者」を新設し、上限額が設定されました。

◇「現役並み所得者」になる人

本人の市民税課税所得が145万円以上の人。

ただし収入が383万円未満（1号被保険者が複数いる世帯は520万円未満）の場合には、申請することにより一般世帯の上限額（3万7,200円）が適用されます。

利用者負担段階区分	上限額（月額）	
	7月まで	8月から
○ 現役並み所得者　※新設		世帯　44,400円
○ 一般世帯	世帯　37,200円	世帯　37,200円
○ 市民税非課税世帯	世帯　24,600円	世帯　24,600円
○ 合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万以下の人 ○ 老齢福祉年金の受給者	個人　15,000円	個人　15,000円
○ 生活保護の受給者	個人　15,000円	個人　15,000円
○ 利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	世帯　15,000円	世帯　15,000円

◇施設入所時の食費・部屋代の負担軽減の基準が変わりました

所得の低い人が特別養護老人ホームなどを利用した場合、申請によって食費・部屋代（室料＋光熱費）の負担軽減が受けられますが、平成27年8月から、負担軽減を受けられる人が、市民税非課税世帯の中の預貯金などの少ない人に限定されます。

◇要件

(1) 市民税非課税世帯の人（世帯全員が市民税を課税されていない人）

(2) 預貯金などが1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）を超える場合には、対象外になります。

(3) 配偶者が市民税を課税されている場合には、世帯分離（住民票上の世帯が異なる）をしていても対象外になります。

代官山斎苑施設利用のご案内

家族葬や直葬などの会場として、施設の待合室が利用できます。申込は葬儀社を通して行ってください。

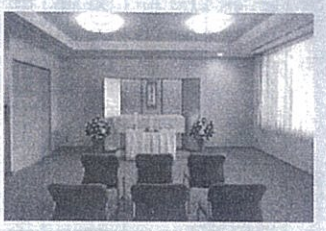

（イメージ（洋室））

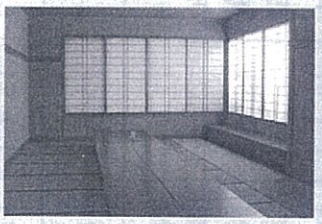

（和室）

家族葬

- 通夜式および告別式を行います。
- 式場として待合室（洋室）を利用できます。
- 宿泊は可能です。
- 火葬は当施設にて執り行います。
- 夜間警備員を配置いたします。

直葬

- 通夜式および告別式を行いません。
- 火葬時間まで、ご遺体の安置場として待合室（洋室）を利用できます。
- 宿泊はできません。
- 火葬は当施設にて執り行います。

法要

- 法要の会場として待合室（洋室・和室）をご利用できます。

問い合わせ先　☎代官山斎苑　81-9777

代官山墓地使用者受付中

使用許可の要件

1　あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの方

2　あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある方

使用料と維持費

（平成27年6月30日現在）

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡（2m×2m）	172,000円	31,000円	58区画
6.0㎡（2m×3m）	228,000円	37,000円	68区画

※使用許可の要件2に該当する方は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。

※使用料は、永代使用料です。

※維持費については、永代ではありません。条例などの変更によりおさめていただくことがあります。

使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

問い合わせと申込先

総務課　環境衛生係

☎　91-3308（直通）

さかいクリーンセンターからのお知らせ

◎すくすくさかい（肥料）を販売しています。

- 販売価格　1袋税込100円　内容量15kg（1人5袋まで）
- 配布日時　毎週火曜日、木曜日　10時～12時、13時～15時
- 申込方法　予め電話での予約が必要となります。
- 問合せ先　さかいクリーンセンター　☎72-2200

肥料の成分状況　（平成27年6月3日）

成分	基準値	測定値
窒素	3.3%	4.3%
リン	4.7%	3.2%
カリウム	0.5%未満	0.23%
炭素窒素比	5	5.9

※窒素、リン、炭素窒素比の基準はあくまでも目安です。

第51回 広域連合議会定例会

第51回広域連合議会定例会が7月22日(水)に開催されました。今回は、6議案が上程され、いずれも原案のとおり承認および可決されました。また次の一般質問が行われました。

上程議案

○条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認を求めることについて3件

○平成27年度一般会計補正予算他2件が可決

一般会計予算総額　226、004千円

介護保険特別会計予算総額　10,821,852千円

代官山墓地特別会計予算総額　4,790千円

一般質問

畑野 麻美子議員

Q1 介護保険料滞納者について
悪質な滞納者以外へのきめ細やかな対応と介護保険料の減免制度について

A1 平成27年度からの第6期介護保険事業計画の介護保険料は、第5期より400円上昇し、基準月額5,800円。

さらに、介護保険料の設定は、所得段階の区分を1段階多い12段階で設定。よりきめ細かく、所得に応じた保険料を設定するよう配慮している。

また、生活保護受給者を含む保険料率が一番低い「新第1段階」は、今回の介護保険法の改正により、公費を投入。保険料率0.5を0.45とし、低所得者の負担をさらに軽減している。

介護保険料の滞納状況は、平成26年度末時点で、滞納者は1,335人、滞納金額は約6,700万円。所得段階別では、滞納額、滞納者数ともに、第7段階、第5段階が多く、次いで第2段階が多い。

このような状況の中、納付が困難とされる場合、当広域連合並びに構成市担当課の窓口で相談に応じ、滞納理由や可能な納付額などを確認。十分に話し合った上で、分割納付など、実情に応じた支払いをお願いしている。

なお、保険料の減免などは、保険制度である以上、公平性を重視した運営が肝要である。一部の人へのさらなる軽減措置は、保険料負担者の理解を得にくい。滞納者の減少に必ずしもつながらない。

当広域連合としては、今後も持続可能な介護保険の運営確保に努めていく。

Q2 食費・部屋代等の補助(補足給付)削減の影響について

A2 今回の制度改正により、補足給付の支給に際して、従来の低所得者の要件である「利用者の住民税が非課税であること」に加え、配偶者の課税状況や資産なども要件になる。預貯金などは、単身で1,000万円以上、夫婦世帯では2,000万円以上を超える場合に対象外となる。

また、配偶者の所得については、施設入所に際し世帯分離が行われる場合がある。公平性の観点から、配偶者が課税されている場合は、対象外となる。

さらに、来年8月から加えられる「非課税年金収入」についても、補足給付の支給段階の判定に当たり、非課税年金である遺族年金や障害年金も勘案していくことになる。

平成26年度末現在で、施設入所などの利用者のうち、申請により補足給付の支給を受けている利用者は723人。平成26年度では、延べ6,865件の給付請求があり、補足給付総額は、2億4,868万円。

また、補足給付の見直しにより、給付を受けられなくなる利用者数については、6月末、対象者へ制度見直しに伴う更新申請の案内通知を発送。受付期限が7月末までとなっており、まだ把握ができない状況である。

介護保険負担割合の1割から2割への引上げや補足給付の見直しなどについては、介護保険制度は、保険である一方、福祉的・変動的な性格を有する制度である。預貯金を保有するにもかかわらず、保険料を財源とした給付が行われることは、不公平であるという見解に基づく見直しである。

いずれも介護保険制度の永続的な運用のための、負担の公平化と受け止めている。当広域連合としても、持続可能な介護保険運営に努めていく。

現在の広域連合議会の議員の皆さんは次のとおりです。
(敬称略。◎議長、○副議長)

あわら市(7名)
仁佐 一三
平野 時夫
毛利 純雄
吉田 太一
◎北島 登
卯目ひろみ
杉田 剛

坂井市(11名)
後藤 寿和
渡辺 竜彦
南川 直人
吉川 貞明
佐藤 寛治
東野 栄治
伊藤 聖一
川畑 孝治
○永井 純一
畑野麻美子
田中千賀子

現在の議会運営委員の皆さんは次の通りです。
(敬称略。◎委員長、○副委員長)

◎田中千賀子 (坂井市)
○吉田 太一 (あわら市)
吉川 貞明 (坂井市)
毛利 純雄 (あわら市)
東野 栄治 (坂井市)

広域連合NEWS

介護保険事業者ネットワークさかい総会

「介護保険事業者ネットワークさかい総会」が6月4日（木）に坂井市坂井地域交流センターいねすで開催されました。

総会後には、第8回目となる症例発表会が行われ、5つの事業所が発表。それぞれの事業所で実施している先進的な取り組みなどが紹介され、来場した介護保険事業関係者は、メモを取りながら熱心に耳を傾けていました。

また、広域連合からは「介護保険をとりまく坂井地区の現状と制度改正の概要について」と題して説明が行われ、平成27年度から平成29年度までの介護保険事業計画の取り組みの方向性などが示されました。

要介護等認定者数の状況

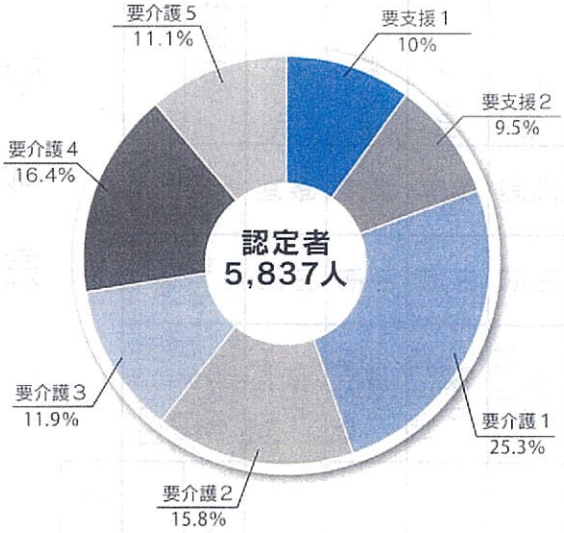

【人】

	あわら市	坂井市	計
要支援1	147 (-10)	437 (-14)	584 (-24)
要支援2	169 (+31)	387 (+2)	556 (+33)
要介護1	385 (-17)	1,091 (+100)	1,476 (+83)
要介護2	266 (+19)	655 (+28)	921 (+47)
要介護3	187 (-5)	510 (-2)	697 (-7)
要介護4	255 (+2)	703 (+27)	958 (+29)
要介護5	186 (±0)	459 (+33)	645 (+33)
計	1,595 (+20)	4,242 (+174)	5,837 (+194)

（ ）内は前年同月比
（平成27年6月末現在）

編集後記

新国立競技場の建設問題を報じるニュースを眺めながら、ふと、「東京オリンピック」が開催される2020年の日本を想像することがありました。と同時に団塊の世代が75歳以上となる2025年についても考えることがありました。

介護保険制度のスタートから15年目の節目の年を迎え、オリンピック開催の5年後、超高齢化社会を迎える10年後、皆さまが生き生きと過すためにも、安心できる介護保険事業が構築されていく必要性を感じました。

まだまだ厳しい暑さが続きそうです。体調管理に気をつけて元気に毎日を過ごしてください。（Ma）

介護保険料の納期限は

第2期	平成27年	8月25日（火）
第3期		9月25日（金）
第4期		10月26日（月）
第5期		11月25日（水）
第6期		12月25日（金）
第7期	平成28年	1月25日（月）
第8期		2月25日（木）

※納期限までに納めましょう。

編集・発行：坂井地区広域連合　〒919-0526　福井県坂井市坂井町上兵庫40-15　TEL　0776-72-3305
FAX　0776-72-3306　URL　http://kouiki.sakai.fukui.jp